



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもサポートチームすわ

3 代表者の氏名

小池 みはる

4 主たる事務所の所在地

諏訪市高島3丁目1315番8号

5 定款に記載された目的

本法人は未就学児童、不登校等の児童・生徒・高校生の支援とフリースクールの経営、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援とその場の提供、および、学習者の内発からの学びを支援する活動を行う。また、不登校に限らず子育てに関してさまざまな不安を抱える人々を対象に相談事業を行う。地域社会とのかかわりを深め、市民ボランティアの活用・協力を通して、地域社会の活性化等公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

社会人経験者を対象とする平成23年度長野県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一
長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 選考の対象となる職

長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職

2 選考区分、採用予定人員及び職務内容

選考区分	採用予定人員	職務内容
行政	若干名	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
社会福祉	〃	ケースワーク、社会福祉施設入所者の生活指導等
電気	〃	工科短期大学校における職業訓練指導
機械	〃	工科短期大学校における職業訓練指導
化学	〃	環境保全に関する企画・監視・調査研究等
農業	〃	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
総合土木	〃	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築	〃	県営住宅等県立施設の設計・施工管理、建築指導等
林業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
薬剤師	〃	薬事監視、環境衛生に関する監視等
保健師	〃	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
管理栄養士	〃	栄養の指導・調査、健康増進等

3 受験資格

(1) 生年月日

昭和27年4月2日以降に生まれた者

(2) 職務経験年数及び資格・免許等

選考区分	職務経験年数、資格・免許及び学歴
行政	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間が680時間以上のものに限る。)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における職務経験を12年以上有する者
社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、社会福祉施設等における指導・相談業務等の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間が680時間以上のものに限る。)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、社会福祉施設等における指導・相談業務等の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、社会福祉施設等における指導・相談業務等の職務経験を9年以上有する者 (4) 社会福祉施設等における指導・相談業務等の職務経験を12年以上有する者
電気	次のいずれにも該当する者 (1) 民間企業等における情報技術に関する研究・開発・教育部門の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による大学(工学系の学科)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)した者
機械	次のいずれにも該当する者 (1) 民間企業等における制御技術に関する研究・開発・教育部門の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による大学(工学系の学科)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)した者
化学	次のいずれにも該当する者 (1) 民間企業等における化学に関する研究・開発部門の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による大学(化学系の学科)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)した者
農業	普及指導員の任用資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間が680時間以上のものに限る。)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を12年以上有する者
総合土木	1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門に限る。)の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間が680時間以上のものに限る。)を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業(これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。)後、民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を12年以上有する者

建築	1級建築士の免許を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を12年以上有する者
林業	林業普及指導員の任用資格又は1級土木施工管理技士若しくは技術士（森林部門に限る。）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を12年以上有する者
薬剤師	薬剤師の免許を有する者であって、薬剤師免許取得後、民間企業等における薬剤師業務の職務経験を5年以上有するもの
保健師	保健師の免許を有する者であって、保健師免許取得後、民間企業等における保健師業務の職務経験を5年以上有するもの
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者であって、管理栄養士免許取得後、民間企業等における管理栄養士業務の職務経験を5年以上有するもの

- (注) 1 「民間企業等における職務経験」とは、一、会社、公益法人若しくはNPOその他の団体（国及び地方公共団体を含みます。）の従業員、自営業者又は青年海外協力隊員（これらに相当するものとして人事委員会が認めるものを含みます。）として、1年以上の期間（週30時間以上従事した期間のみ該当します。）継続して就業等をしてきたことをいいます。
- 2 職務経験が複数ある場合には、その期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務経験を有する場合は、当該期間内の職務経験はいずれか一のものに限りその期間を通算することができます。
- 3 職務経験年数、資格、免許及び学歴は平成23年7月31日現在において有している必要があります。
- 4 「薬剤師業務」、「保健師業務」及び「管理栄養士業務」とは、それぞれの免許を必要とする業務をいいます。

(3) この選考を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者。ただし、管理栄養士の選考区分を受験しようとする者は、この限りではありません。
- イ 現に長野県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）である者
- ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 考査の日時及び会場

考査	日程	考査会場
第1次考査	平成23年9月18日（日） 午前9時40分	次のうち受験者の希望するいずれかの会場 (1) 長野会場 長野工業高等学校（長野市差出南3-9-1） (2) 松本会場 松本勤労者福祉センター（松本市中央4-7-26）
第2次考査	(第1回) 平成23年10月23日（日） (第2回) 平成23年11月中旬 日時は第1次考査合格者に 文書で通知します。	長野県庁（長野市南長野幅下692-2）

5 考査の方法、配点及び基準

(1) 考査の方法

考査等の種類		内 容
第1次考査	教養考査	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記考査
第2次考査	論文考査	一般的事項についての論文考査
	口述考査	個別面接による考査
	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
資格調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査	

(注) 教養考査は出題数50題、出題分野は以下のとおりです。

知識分野－社会科学 人文科学 自然科学

知能分野－文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈

(2) 配点及び基準

各考査・検査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

考 査		配 点	基 準
第1次考査	教養考査	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない選考区分にあっては、正答率が当該選考区分の当該平均正答率
第2次考査	論文考査	250点	100点
	口述考査	750点	375点
	適性検査		
	合 計	1,000点	

6 合格者の発表及び結果の通知

考 査	合格者の発表	考 査 結 果 の 通 知
第1次考査	10月上旬	合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。
第2次考査	11月下旬(予定)	合格者の受験番号を掲示するほか、第2次考査の受験者には文書で通知します。

(注) 合格者の受験番号の掲示は、次のところで行います。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp>

7 合格から採用まで

- 第2次考査及び資格調査の結果に基づいて、選考区分ごとに最終合格者を決定します。
- 最終合格発表後、職歴証明書、卒業証明書、免許等取得証明書等を提出していただきます。なお、必要な職務経験、資格・免許及び学歴を欠いていることが明らかになった場合は採用されません。
- 最終合格発表後に行う意向確認のための面接等の結果に基づき最終的に採用者を決定します。
意向確認の際に、健康診断書(様式指定・医療機関で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があったり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。
- 採用は、原則として平成24年4月1日の予定です。

8 勤務条件

(1) 給与

初任給は、経歴等に応じて決定します。なお、採用時の年齢が27歳の初任給の例は、次のとおりです。(地域手当を含む。)

選考区分	民間企業等での職務経験年数	初任給
行政等（下記以外）	大学卒業後5年	20万円程度
薬剤師	大学卒業後5年	21万円程度
保健師	大学卒業後5年	23万円程度
管理栄養士	大学卒業後5年	21万円程度

(注) このほか、通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等が条件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時までの1時間）の1日7時間45分です。休日、土日、祝日及び12月29日から1月3日までの日です。

(3) 休暇・休業

年次休暇（年間20日、採用年は15日）、特別休暇（夏季、結婚等）、療養休暇、介護休暇、育児休業等の制度があります。

(4) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

9 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送等による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp>）からダウンロードすることもできます。

長野県総務部人事課
 長野県人事委員会事務局
 長野県の地方事務所
 長野県東京事務所
 長野県名古屋事務所
 長野県大阪事務所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者選考請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角型2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県総務部人事課（〒380-8570：県庁専用郵便番号所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県総務部人事課に提出してください。ただし、申込みは一つの選考区分に限るものとし、受付後の選考区分の変更は認めません。

(4) 受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り、宛先を明記してください。

(9) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間及び受付時間

(7) 持参による申込みの場合

受付期間は平成23年8月24日（水）から8月26日（金）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

(4) 郵送等による申込みの場合

受付期間は、平成23年8月8日（月）から8月23日（火）までです。

ただし、消印等により8月23日（火）までに差し出したことがわかるもの又は8月26日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成23年9月7日（水）に発送する予定です。第1次考査当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp>）に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(イ) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受ける。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行う。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷する。

イ 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成23年8月8日(月)0時から8月23日(火)24時までです。受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成23年9月7日(水)に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後にダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次考査当日までに写真を貼っておいください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

10 選考結果の開示について

この選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次考査	教養考査の点数及びその順位	受験者
第2次考査等	1 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 論文考査及び口述考査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 2 資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次選考受験者

(2) 開示する期間

第1次考査合格者については最終合格発表日から1年間、第1次考査不合格者については第1次考査合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

11 問い合わせ先

この選考について不明な事項は、長野県総務部人事課(電話 026-235-7032)又は長野県人事委員会事務局(電話 026-235-7465)へ問い合わせてください。

12 その他

この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

人 事 課
人事委員会事務局

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム更埴店

千曲市大字粟佐字五丁鋤1099 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社一休さんのはなおか

長野市川中島町原463-6

3 変更しようとする事項

(1) 店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
5,203平方メートル	3,980平方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時～午後9時	午前6時～午後8時

4 変更する年月日

(1) 平成12年6月1日

(2) 平成23年8月1日

- 5 届出年月日
平成23年7月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成23年8月1日から平成23年12月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
平成23年度公共事業労務費調査(10月調査)業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成24年1月27日まで
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部建設政策課技術管理室
電話 026(235)7323

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年9月5日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年8月31日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課技術管理室

公告

長野県若里公園の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県若里公園
- (2) 所在地
長野市

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にレクリエーション及び文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

ア 面積 5.8 ha

イ 長野県若里公園にある施設

広場、遊具、駐車場、管理棟等(長野県若里公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、募集要項及び長野県若里公園管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

(1) 長野県若里公園(備品等を含む。)の維持管理に関する業務

(2) (1)に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 現地説明会の開催

長野県若里公園の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時 平成23年8月22日(月) 午後1時30分から

(2) 場所 長野県若里公園

(集合場所: 長野県長野合同庁舎301号会議室)

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成23年8月19日(金)までに、所定の用紙により長野県長野建設事務所維持管理課へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県建設部都市計画課(郵便番号380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地: 長野県長野市大字南長野幅下692-2)又は長野県長野建設事務所維持管理課(郵便番号380-0836、所在地: 長野県長野市大字南長野南県町686-1)で交付します。なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/doboku/tosi/H24shitei.htm>)からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県建設部都市計画課又は長野県長野建設事務所維持管理課へ提出してください。ただし、郵送により応募しようとする場合は、長野県建設部都市計画課へ送付してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成23年8月1日(月)から9月15日(木)まで(郵送による応募は、平成23年9月15日までに到着したものに限り受け付けます。)

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県都市公園指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県建設部都市計画課(電話026(235)7296)に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

都市計画課

公告

長野県南信州広域公園の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県南信州広域公園
- (2) 所在地
下伊那郡売木村
- (3) 設置目的
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にレクリエーションの場を提供する。
- (4) 施設の概要
ア 面積 53.8 ha
イ 長野県南信州広域公園にある施設
オートキャンプ場、広場、大型遊具、遊歩道等(長野県南信州広域公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、募集要項及び長野県南信州広域公園管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)
(1) 長野県南信州広域公園(備品等を含む。)の維持管理に関する業務
(2) オートキャンプ場の利用の許可及び利用料金に関する業務
(3) (1)及び(2)の業務に附帯する業務
- 4 応募資格
応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。
(1) 法人その他の団体であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 現地説明会の開催
長野県南信州広域公園の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。
(1) 日時 平成23年8月24日(水) 午後1時30分から

- (2) 場所 長野県南信州広域公園
- (3) その他
現地説明会に参加しようとする者は、平成23年8月23日(火)までに、所定の用紙により長野県飯田建設事務所維持管理課へ申し込んでください。
- 6 応募の手続
(1) 募集要項及び仕様書の交付
募集要項及び仕様書は、長野県建設部都市計画課(郵便番号380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)又は長野県飯田建設事務所維持管理課(郵便番号395-0034、所在地:長野県飯田市追手町2丁目678)で交付します。なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/doboku/tosi/H24shitei.htm>)からダウンロードできます。
(2) 応募方法
申請書に、次の書類を添付して、長野県建設部都市計画課又は長野県飯田建設事務所維持管理課へ提出してください。ただし、郵送により応募しようとする場合は、長野県建設部都市計画課へ送付してください。
ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
エ 役員の名簿及び履歴書
オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
キ その他募集要項に定める書類
(3) 受付期間
平成23年8月1日(月)から9月15日(木)まで(郵送による応募は、平成23年9月15日までに到着したものに限り受け付けます。)
- 7 指定管理者の指定の手続等
指定管理者は、応募者の中から長野県都市公園指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。
なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。
- 8 その他
(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
(2) この募集について不明な事項は、長野県建設部都市計画課(電話026(235)7296)に問い合わせてください。
(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

都市計画課